



# 「ストップ・ザ・無縁社会」 絆つなげる 明日へつながる<sup>⑬</sup>

## 強みを地域に 生かす社会福祉法人



特別養護老人ホームや保育所、障害者施設など、私たちの地域にある社会福祉施設・事業所の多くは「社会福祉法人」が運営している。かつては、提供される福祉サービスの利用者しか接点がほとんどなかった社会福祉法人だが、現在は法人の強みを生かして、地域に貢献しようとさまざまな取り組みが始まっている。

今回の特集では、私たちのくらしの身近なパートナーとしての社会福祉法人の今後の方向性について、情勢や事例を交えて紹介する。

### 「社会福祉法人」の特徴は

現在、全国に2万弱ある社会福祉法人のうち、県内に存在するのは約700法人に上る。介護、保育、障害児・者への各種支援など、多様な福祉サービスを提供する社会福祉法人は、多くの人が人生のいずれかの時期に関わる可能性の高い存在である。

社会福祉法人が創設されたのは、昭和26年。当時の社会福祉制度は、行政による施設への入所措置のかわり、運営されており、社会福祉事業を実施する社会福祉法人は、事業の社会的信用や健全性を維持するため、他の主体と異なる特別な法人として位置付けられた。そのため、次のような特徴がある。

○**運営に対する強い公的規制**  
適正な運営を確保するため、運営費の支出対象経費等の規制があるとともに、事業収入は原則として社会福祉事業にのみ充てられ、配当や収益事業に支出できない。

また、経営基盤の保持のため、法人設立時に資産保有等に一定の要件があり、役員解職勧告や法人解散命令等の行政手段が法律で与えられている。事業の開始・廃止も行政の認可が必要で、安易な事業の撤退もできない。行政監査、情報開示など厳格な規定のもとで事業を行い、万一解散した場合も、残余財産は他の社会福祉法人または国庫に帰属する。

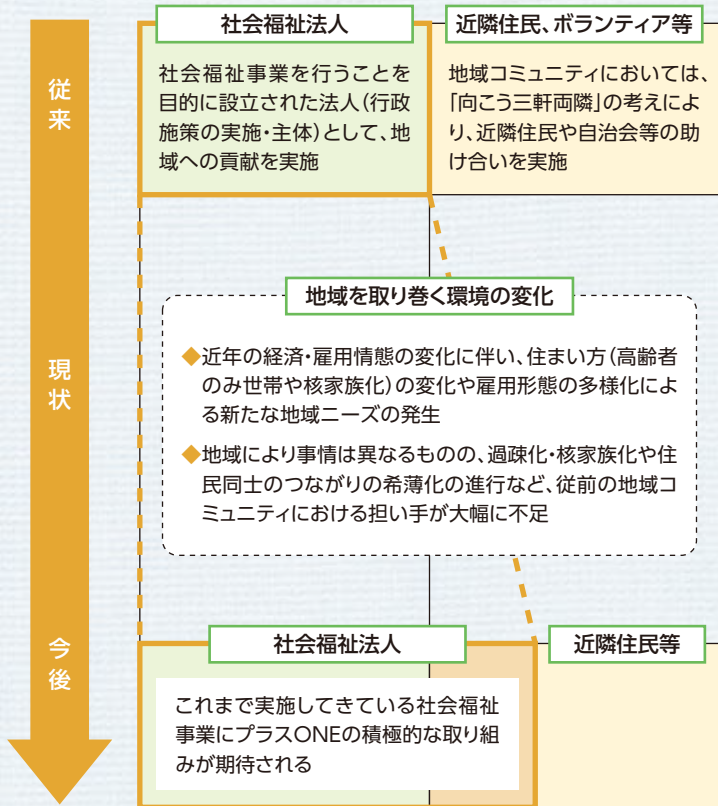
### ○期待される公益性

以上のような公的規制がある一方で、社会福祉法人は、その公益性により、法人税や寄付等の税制上の優遇措置が講じられてきた。

実際、利用者へのサービスの提供に加え、地域の福祉の拠点として、地元小中学校等の「福祉学習」への協力や、ボランティアの育成や受け入れの推進、介護や育児の相談会の開催など、その公益性を発揮している法人は少なくない。災害時の要援護者への支援にも積極的である。

しかし、介護保険制度の施行をはじめとする平成12年からの社会福祉基礎構造改革で、株式会社やNPO法人などが在宅福祉サービス等に参入。この頃から、事業者間の条

■図表1 地域を取り巻く環境の変化



※「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」資料を加工したもの

件の均一化（イコールフットリング）を求める声が上がりはじめた。

平成24年には、財務省が社会福祉法人の経営する特別養護老人ホームと障害者福祉施設の財務状況調査を実施。その結果が公表され、内部留保が大きい法人ほど社会還元が積極的であることが大きく報道された。

さらに、平成25年に入ってから、日本再興戦略等の閣議決定（6月）、社会保障制度改革国民会議報告書（8月）で、法人の大規模化、法人間

### 社会福祉法人に期待される事業

連携、経営の高度化と透明性の確保、非課税扱いにふさわしい地域貢献等への対応が求められる。9月に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が厚生労働省で設置されるに至った。

同検討会は、環境や福祉ニーズの変化を踏まえ、日本再興戦略等への

対応をはじめ、社会福祉法人の方向性の論点整理を行うために設置されたもので、平成26年5月に報告書が取りまとめられる予定だ。

検討会の議論では、地域を取り巻く環境の変化（図表1）により、新たな貧困、社会的孤立・不安等が地域に発生しているとしており、福祉の専門知識・資源を持つ社会福祉法人だからこそ、既存の制度だけでは解決できない、制度の狭間のニーズを見逃さない取り組みが期待されている。その際のポイントとして、検討会では以下の意見が出されている。

### 「検討会」での意見より

ポイント①**財源**  
制度報酬・措置費や税制上の課題もあるが、法人で利益に当たる部分の一定額は制度外の新たな取り組みの財源として地域社会に還元すべきであり、還元できないならば課税もやむを得ない。

ポイント②**方法**  
制度外のニーズに対応するにも、一つの法人でできるものではないものがある。複数の法人で財源を拠出し、事業を共同運営してほしい。

ポイント③**住民等との地域醸成**  
地域社会の課題が要因となつてニーズが発生しないよう、企業、NPO、民生委員、社協、行政など、地域の多様な主体とともに解決に取り組み、地域福祉計画の策定時には住民とともに課題の見える化を図り、課題解決策と自らの役割を明確にすべきである。

ポイント④**行政の理解と下支え**  
全国の市町村の中には「法に基づく社会福祉事業以外にはしていない」など法人制度への誤解がある。国は各自治体が新たな取り組みを理解し、利益還元しやすい環境整備を図ってほしい。

社会福祉法人は、公益性の示し方をまさに問われているのである。



社会福祉法人による地域貢献の例（商店街の空店舗を活用した子どもの居場所づくり）



県内における  
社会福祉法人の取り組み

こうした国の動向の一方で、県内の社会福祉法人もさまざまな制度外の取り組みを行っている。

県社協と県社会福祉法人経営者協議会(以下、「経営協」)が平成23年に実施した「社会福祉法人の取り組みに関する調査」(県内706法人対象・回答率50.7%)によると、「地元学校の福祉学習に施設を開放している」などの取り組み率が高かったが、中でも地域に対し何らかの相談機能・窓口を設置・開設している156法人には、次の傾向が顕著だった。

- 地域から寄せられたニーズに専門分野に関わらず対応している
- 地域のニーズの解決策を、ここ3年で事業化したことがある
- 地域住民との懇談会等で、ニーズを定期的に把握している

また、これらの法人のうち特に先駆的な取り組みを行っている法人に「アライン」調査を実施すると、図表

■図表2 先駆的な法人に共通する特徴

- 自治会活動や、地域行事に企画運営から参加するなど、積極的に法人の役職員が地域社会に参加している。
- カフェ、サロンなど、住民が日常的に立ち寄る「場」を法人内に設置している。
- 住民の生活に根差した「校区」で取り組んでいる。
- 住民や他の関係者との協働での取り組みを前提にしている。
- 行政や社協の関わりを意識している。

2の特徴が確認された。これらは、1つの法人でもできることだが、市内の複数の法人が協働する取り組みもある(次ページ)。

1つの法人では、地域に還元できる資源はあっても住民福祉組織と接点が無かったり、相談会・講座等の開催頻度やノウハウ、対象エリアなど限界がある。住民、社協、社会福祉法人が協力し合うことにより、互いが満足する結果を得られる取り組みといえるだろう。

また、協働する法人が増えれば、さらに大規模な取り組みも可能となる。次ページに挙げた大阪府内の社会福祉法人の取り組みは、神奈川県をはじめ、他の都道府県にも波及し始めている。

今後の取り組みの方向性  
～協働事業の展開に向けて～

制度の狭間にある福祉課題に、地域住民と専門機関・団体が連携した取り組みが求められている今、県内社会福祉法人はどのような役割を果たすのか。経営協では現在、「地域福祉推進会議」を設置し、方策の提唱に向けた検討を重ねている。

社会福祉法人みかり会  
理事長 谷村 誠さん  
(地域福祉推進会議委員長)

これまでも、地域社会の一員として各法人で社会貢献に取り組んできたが、もはや社会福祉法人の最大の強みを生かして、県内一丸となって取り組む時がきている。将来的には経済的な援助を行うことも鑑み、まずは相談機能の充実およびその発揮が必要であると考える。地域の法人や関係機関がネットワークを組み、専門分野に加えて総合的に相談に乗れば、大きなセーフティネットになる。県内法人が、地域の福祉関係者の皆さんと協力し、地域の実情にあった役割を果たしていきたい。

桃山学院大学教授 松端 克文さん  
(地域福祉推進会議助言者)

社会福祉法人は、利用者が困っていたら、制度外のことで何とかしようとする努力してきたはずだ。対象を地域に広げ仕組み化するのには、日頃の実践の延長線上にあるといえる。

初期相談は各法人で担うとして、課題分析から支援策の決定・実施については、他の法人や各地の相談支援機関と協議しネットワークと解決ルートを作ればよい。初期相談からネットワークにつながる際のコーディネート役も重要である。

左の2事例はいずれも社協が事務局だが、地域の住民組織と公私社会福祉事業関係者などで構成され、地域の福祉課題の解決に取り組む社協本来の役割だ。県域での取り組みに際しては県社協の役割がまず問われるが、市町社協には施設経営法人との新たな協働のあり方の検討を期待したい。

経営協と県社協では、社会福祉法人が住民と福祉関係者のより身近なパートナーとなるよう、相談員の養成などの取り組み方法を今後方針化していく予定である。

事例

福祉権利擁護センターの  
協働運営と小地域福祉活動支援  
(伊丹市)

「伊丹市福祉権利擁護センター」は法律・医療の専門家や行政等関係機関・団体の協力のもと、「社会福祉法人協働事業」として市内の社協を含む8つの社会福祉法人で協働運営されている。

福祉権利擁護センターは、認知症や知的・精神障害などで判断時に支援が必要な人が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用や虐待等福祉の専門職だけでは対応が困難なケースの相談や支援を行う窓口である。事務局は社協が担い、他の法人は持ち回りで、「高齢者・障がい者なんでも相談会」や市民向けの「権利擁護講座」を開催。市民の権利擁護に関する意識啓発やニーズキャッチに一役買っている。運営法人の職員向けの研修も開催し、専門性の向上にも努めている。

また、市内17の小学校区で開催される「地域福祉ネット会議」には、住民、行政や福祉事業所の職員等に加



「高齢者・障害者 なんでも相談会」の様子

事例

在宅高齢者に早期から関わる  
「地域サポート型特養」の取り組み  
(兵庫県老人福祉事業協会)

県老人福祉事業協会では、県が創

え、校区内で介護支援センターを運営する法人も参加。誰もが暮らし続けることのできるまちづくりに向けて、協議・調整が行われている。地域福祉ネット会議を経て、「コミ出しや話し相手など、住民同士が助け合う」地区ボランティア(助けあい)センター事業も10校区(平成26年1月現在)で取り組まれ、事業の窓口を複数の法人が担当。住民のニーズに対応し、地域福祉の推進の一翼を担っている。

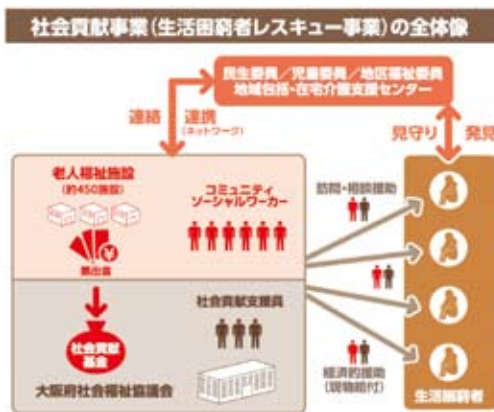
事例

府内全域での  
総合相談と生活困窮者支援  
(大阪府)

設した「地域サポート型特養」の会員施設への普及を進めている。認知症の人や介護保険認定非該当で見守りを希望する高齢者等と契約し、特別養護老人ホームに配置した生活援助員(LSA)等が、24時間体制で見守り訪問、相談支援を行う「兵庫県24時間LSA地域見守り事業」と、地域住民への在宅支援事業(介護技術講習会、介護者のつどい、配食サービス等)をあわせて実施するもので、現在18施設が県から認定されている。

特養の専門性を発揮し、住民の在宅生活を支える新たな実践である。

大阪府社協老人施設部会では、府内の入所施設が「コミュニケーションソーシャルワーカー(CSW)」を配置し、何らかの理由で「食べるものがない」「電気が止められた」などの問題を抱える人を訪問し、課題解決に必要な制度につながるまで支援する。経済的援助として、10万円を上限に現物給付す



るのも特徴だ。財源は施設が拠出した基金で、年間の援助額は3000万円以上。約800人のCSWの大半は施設業務と兼務だが、CSWをサポートする府社協所属の社会貢献支援員も含め、支援力は大きい。また、保育部会では総合相談員「スマイルサポーター」約1200人を各保育所に配置。家庭、虐待、介護、仕事など生活上の多様な相談に応じ、問題解決に向けた助言や適切な関係機関につなぐなどしている。年間相談件数は、5万件近くに上っている。

今後は、施設種別を問わず、府内すべての社会福祉法人が経済的援助も含めた総合相談の実施を目指す。